

社会福祉法人 御陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 御陽会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事・評議員・第三者員・評議員選任・解任委員（外部委員）をいう。

(役員の出席報酬等)

第3条 役員が会議・指導監査等に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
役員出席報酬等	10,000円	交通費として 1K 37円

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、役員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

(出張旅費)

第5条 役員の旅費については、当法人旅費規程の施設長クラスに準じて支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	20,000円	実 費	職員との兼務 がない場合
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	20,000円	実 費	〃